

第4章 総合浸水対策に関する基本方針及び基本事項

4-1 浸水被害の予防及び軽減のための基本方針

4-1-1 基本的な考え方

ハード対策※は、多大な時間と費用を要します。そのため、「選択と集中」の観点から浸水リスクを評価し、優先度の高い地域を中心に対策を推進していきます。

また、用水路や排水機場などの既存ストックも最大限活用しながら、ソフト対策※も含めた総合的な浸水対策を推進していく必要があります。

4-1-2 浸水対策の目標

基本計画における総合的な浸水対策の目標は、次のとおりとします。

【総合目標 1: 発災時の人命確保、壊滅的被害の回避を目指す】

大規模な豪雨災害が発生したとき、だれもが命を守る意識をもつこと、必要不可欠な都市機能を確保することができるよう対策を進めます。

【総合目標 2: 水害による財産被害を軽減する】

浸水被害を発生させないこと、発生しても財産被害を可能な限り軽減することができるよう対策を進めます。

4-1-3 浸水対策のあり方

4-1-2 で定める目標を達成するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を果たし、協働・連携して浸水対策を進めていく必要があります。基本計画では 3 者の役割を明確にするとともに、目標を共有しながら、総合的かつ計画的に浸水対策を推進します。

表 4.1 市・市民・事業者の役割

市の役割	<ul style="list-style-type: none">● 河川・下水道等の整備や各施設の適正な維持管理により、効率的かつ迅速な浸水対策を推進する。● 市民や事業者が実施する浸水対策に対する支援、雨水流出抑制等の技術基準の策定、適切な情報提供等を行い、自助・共助の促進を図る。● 広報やその他の活動を通じ、市民や事業者に対して、浸水対策の必要性に関する意識啓発に努める。
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">● 浸水対策に関する理解と関心を深め、雨水貯留タンク設置等の流域対策や、地域における浸水対策の推進等の共助に取り組む。● 豪雨等の情報を適切に把握し、土のうや止水板の設置などの自助に取り組むとともに、非常時にあつては自らの生命を守るため、適切に避難する。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">● 事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、市民と共に浸水対策の推進に努める。● 新たに開発行為等を行う場合は、雨水流出抑制施設の設置などの流域対策に取り組む。

4-2 浸水対策の基本事項

浸水対策を、「河川及び下水道等の整備に関する事項」、「雨水流出抑制施設[※]の設置の促進に関する事項」、「森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項」、「水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項」の4項目に分類し、項目ごとにと組を示すことで計画的な浸水対策を進めていきます。

河川及び下水道等の整備に関する事項

河川等の整備及び適切な管理

- 河川の流下能力の確保
- 河川の堤防・護岸強化

下水道の整備及び適切な管理

- ポンプ場等の改修・新設
- ポンプ場等の維持管理

既存排水施設の整備及び適切な管理

- 排水機場の改修・新設
- 農業用水路等の改修
- 農業用水路等の土砂等撤去

国・県への要請

- 国・県管理河川等の整備及び適切な管理の要請

農業用水路等の水位等の事前調整

- 児島湖の水位調整
- 農業用水路等の水位調整

国及び県管理の一級・二級の主要河川については、河川整備計画に基づき改修を行っているところですが、整備期間はおおむね 20 年から 30 年となっており、整備効果の発現には時間がかかります。

下水道については、「倉敷市雨水管理総合計画」に基づき、当面の目標を計画降雨(46mm/h)における浸水実績箇所の床上浸水解消と定め、雨水ポンプ場[※]、貯留施設の新設や排水機場[※]の整備を段階的に行います。

下水道以外の排水施設については、老朽化した農業用施設(水路・ため池・排水機場等)の改修・更新や、施設内の土砂等を撤去することにより、施設の機能回復を図るとともに農業用水路の事前排水[※]の強化を図ります。

「河川及び下水道等の整備に関する事項」として、「第 5 章 浸水対策に関する取組」で上記の項目に区分し、具体的な取組について述べるものとします。

雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項

公共施設における貯留浸透施設の設置

- 雨水流出抑制施設の設置
- 道路・駐車場等の透水性舗装化
- 浸透性構造物の採用

民間施設における貯留浸透施設の設置

- 開発行為等における雨水排水計画の協議
- 補助制度活用による雨水流出抑制施設設置の推進

河川や下水道、水路への雨水の流出を抑制する流域[※]対策として、道路や庁舎、公園等の公共施設などの雨水流出抑制施設[※]の設置を推進します。

事業者に対しては、「倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例」により、開発行為[※]等を行う際の雨水排水計画協議を義務付け、民間施設における雨水流出抑制施設の設置を促進していきます。なお、設置する施設によっては、雨水流出抑制施設設置補助事業の補助金を活用できるため、補助制度の効果的な周知を行っていきます。

市民に対しても同様に、補助制度を活用して、雨水流出抑制施設の設置を行っていただきます。

「雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項」として、「第 5 章 浸水対策に関する取組」で上記の項目に区分し、具体的な取組について述べるものとします。

森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項

森林・農地・緑地等の保全・活用

- ・ 森林等の保水及び遊水機能の適切な保全・活用

緑化の推進

- ・ 緑化の推進

緑地等の保全、緑化の推進は、雨水の流出を抑制する有効な土地利用対策です。

河川や下水道等への雨水流出量を抑制するため、都市公園や公共施設をはじめ、市民や事業者が所有する土地等で、既存緑地は保全し、また更なる緑化で市全体の緑被[※]率を向上させます。

また、緑地等が有する保水・遊水機能を活用するため、様々な施策を行います。農地活用の一例として、水田の貯留機能を活用する「田んぼダム[※]」の普及促進に努めていきます。

「森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項」として、「第5章 浸水対策に関する取組」で上記の項目に区分し、具体的な取組について述べることとします。

水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項

浸水被害に対する予防

- 地域防災体制の構築
- 水防資機材の支給・活用
- 市管理施設における水防の推進

水防意識の啓発

- 水防に対する意識向上対策の実施

効果的・効率的な災害情報発信

- 水害情報の提供・周知

避難体制の整備

- 避難場所・避難経路等の整備
- 市民・関係機関が連携した防災訓練の実施

近年多発している短期的・集中的な豪雨に対応するには、市民や事業者による浸水対策の取組（自助[※]・共助[※]）が重要な役割を担います。本市はこれらの取組の支援（公助[※]）を行うことで浸水対策の推進を図っています。

減災・水防対策では、行政の分かりやすく伝える努力と市民の知る努力の相乗による水防災意識の浸透と自助・共助力の向上や、ICT[※]を活用した水害情報の充実や避難体制の構築などの取組を進めます。

「水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項」として、「第 5 章 浸水対策に関する取組」で上記の項目に区分し、具体的な取組について述べることにします。